

令和 5 年 9 月 27 日

第 9 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	主幹	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和5年9月27日(水) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長
中村委員 鍋島委員 古谷委員
山口委員 堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員8名) 宮田委員 高橋委員 三本委員
森田委員 坂本委員 森光委員
谷本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 谷岡会長職務代理者

5. 出席職員 (事務局4名) 岡田局長 坂本次長 徳永主幹 大崎係長

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	中西会長 只今から、令和５年第９回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
議 長	中西会長 朝晩過ごしやすくなりました、皆さんお集まりいただきありがとうございます。議案は少ないですが、適切なご審議をよろしくお願いします。 それでは日程第１、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は１０番 堅田委員、１１番 谷本委員、よろしくお願いいたします。
議 長	中西会長 それでは日程第２、議事に入らせていただきます。議案第１号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第１号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
意 見	１１番 谷本委員 申請地は進入路となっており、コンクリートで固められているので農地という形はありませんので問題ありません。 ９番 森田委員 非農地の判断は問題ありませんが、始末書等は必要ないのでしょうか。 徳永主幹 申請地は進入路の部分で、２０年以上進入路の状態であるということです。

審 議	坂本次長 倉庫に関しては今回の申請ではありませんが、始末書をつけて転用の申請をするよう伝えています。 中西会長 何かご意見はありませんか。特にご意見がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号 1 は、孫の夫への贈与です。経営面積はありませんが、現在も譲受人が耕作しているそうです。譲受人は、シシトウを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。 譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間 3 0 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続きシシトウを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 2 について、譲受人は、水稻、花卉、ポンカン、文旦、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。 譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間 3 0 0 日、妻が年間 2 5 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も譲渡人が植樹栽培していたポンカンを引き続き栽培するとのことで、周辺の農地に

	影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	12番 谷脇（裕）委員 番号1ですが、去年か一昨年、譲渡人の方に売買されています。孫への譲渡であり、耕作もされていますので問題ありません。
	坂本次長 令和2年に売買がされています。 9番 森田委員 番号2ですが、譲渡人は病気で施設へ入所しており、戻ってくる可能性がないので、近くでポンカンを作っている方が世話をするという事であり、問題ありません。 本人はハウスで花を作っておりポンカンは入れ替わりで世話をしています。
審 議	中西会長 皆さんからご質問、ご意見はございませんか。問題がないようでしたら、番号1及び番号2について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	大崎係長 【整理番号R5－16及びR5－17について別冊をもとに朗読】

補足説明	大崎係長 利用権設定等の補足説明をします。 整理番号R 5－1 6 及びR 5－1 7 について、借受人は同一人物であり、主たる経営作物はみょうがで、構成員は4 人、内1 人が専従者となっております。 基本構想では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。以上で、今回の申請について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。
議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
意 見	2 番 宮田委員 この方は新規就農の方でしょうか。 8 番 山口委員 新規就農の方です。ハウスを貸している方がやれなくなり人に貸していたのですが、その方が辞めるという事で相談に来られておりました。スタッフの方がミョウガをやっている人ばかりであり、新規の方でも問題はないと思います。申請地は浸かるところですが、それも説明しているとの事です。 4 番 鍋島委員 自分も相談を受けていまして、当初は安和で探していたのですが空いているならという事で利用権を受けるようです。
審 議	中西会長 他に何かございませんか。なければ、承認することに決定してよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第3 号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。

議 長	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、その他何かございませんか。
閉会宣言	中西会長 ないようでしたら、以上で第9回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 2時25分 その真正なることを証して署名する。 議 長 10 番 11 番